

受付期限:令和7年10月20日(月) 必着

令和8年度 多賀町放課後児童クラブのご案内 (既入会者・新入会者共通)



多賀町教育委員会事務局 教育総務課
電話番号：0749-48-8123
有線番号：2-3746

1. 入会の要件について

『放課後児童クラブ』とは、保護者・同居親族の就労状況・健康状態などの事情により、概ね週3日以上、下校後に保護者が在宅せず、子どもだけで生活する事が不安な家庭で、町内に居住する小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の心身の健全な育成を図ることを目的としています。また、心身に障がいがあっても、特別な医療ケアが必要なく、集団生活が可能な児童も入会できます。

- ※ 多賀町放課後児童クラブ入会判定基準表に基づき入会の可否を判定します。
- ※ 成人で健康な同居の親族などがいる場合は入会の対象になりません。(祖父母等も含まれます)
- ※ 入会中に、離職、育児休暇を取得するなど保護者等が在宅となる場合は、事象の生じた月末に退会となります。
- ※ 育児休暇取得中の場合は在宅扱いとなり対象となりませんが、年度内(4月から翌年3月まで)に職場復帰を予定されている方は、必ず事前にご相談ください。

2. 概要

名 称	多賀町放課後児童クラブ
所 在 地	多賀町多賀 722 番地 59 (多賀小学校敷地内)
開所時間	(学校登校日) 下校時刻～18:00 (長期休業日) 8:30～18:00
閉 所 日	日曜日、年末年始、国民の祝日 (振替休日を含む)

3. 入会申請について (※既に入会の方も毎年度、入会の申請が必要です。)

- ① 申請書の配布および受付期間
令和7年9月29日(月)から令和7年10月20日(月)まで (必着)
- ② 申請書の配布および受付場所
多賀町放課後児童クラブまたは多賀町教育委員会事務局教育総務課 (役場1階)
※ 申請書の様式は「多賀町ホームページ」から「施設案内」→「子育て・保育・教育」→「放課後児童クラブのご案内」の順に検索していただくと添付ファイルに様式がありますので、ダウンロードしてご利用いただけます。
- ③ 年度途中からの入所を希望される場合も上記期間内に申請してください。

4. 利用負担金について

◎通年（4月から翌年3月まで）の利用負担金

月額	おやつ代	加算金
5,000 円	1,500 円	4月 1,250 円
		7月 2,500 円
		8月 5,000 円
		3月 1,250 円

◎長期休業のみの利用負担金

利用期間		金額	おやつ代
春季休業	4月1日～春季休業最終日	2,500 円	500 円
夏季休業	夏季休業開始日～7月31日	5,000 円	800 円
	8月1日～夏季休業最終日	10,000 円	1,500 円
冬季休業	冬季休業開始日～冬季休業最終日	2,500 円	1,000 円
春季休業	春季休業開始日～3月31日	2,500 円	500 円

◎土曜日利用について

- ※ 通年利用の方が対象です。
- ※ 月額5,000 円の利用負担金に加えて、月額1,000 円が加算されます。
- ※ 土曜日のみの利用はできません。
- ※ 国民の祝日（振替休日を含む）、年末年始等は除きます。
- ※ 昼食とおやつは各自でご準備ください。

◎早朝・延長の利用の場合

入退室時間	7:45～8:00	8:00～8:30	18:00～18:30	18:30～19:00
料金	150 円	100 円	100 円	200 円

※ 早朝・延長は特別な対応です。開所時間(8:30～18:00)内の送迎をお願いします。

◎利用負担金減免制度（減免制度を受けられる場合は、減免申請が必要です。）

兄弟姉妹で入会	2 人目以降の児童の利用負担金の減免(1/2)
児童扶養手当受給世帯	すべての児童の利用負担金の減免(1/2)
生活保護受給世帯	
前年度分の住民税非課税世帯	

- ※ 兄弟姉妹でご利用の場合は、申請の必要はございません。
- ※ 兄弟姉妹の利用期間が異なる場合は、一部の金額が減免の対象となります。

◎利用負担金等の徴収について

利用負担金等は、月途中の入退会や月利用・期間利用が0日であっても月額分を全額お納めいただいております。（日割計算による減額や免除はありません。）

5. 送迎について

- ・保護者による送迎をお願いします。
- ・学校登校日のみ、大滝小学校の児童は授業終了時間に合わせて放課後児童クラブまで送迎します。

★ 詳細は、「入会のしおり」をご確認ください。